契約約款を印刷する

あらかじめ入力した工事情報を元に、各種契約約款を印刷することができます。

 【設定する場所】		
サイドバー 工事経歴	工事経歴 帳 票	

1. 約款を印刷する工事を選択する

		① サイドバ クリック。	ーより「ニ	[事経歴」を				
CLEAS	マイページ > 工事経歴			demoでログイン中 ログアウト	C1 Ver.1.0			
🙆 रतरू-अ	丁事経歴(全件表示中)							
1 取引先情報								
😧 工事経歴		上手を快来 工事名 工事代金 一 円						
言 請求情報	工期 ~ ~							
自社情報		Q. 検索 リ	レット					
マルプ	_		▶ 約款日	161				
		工事一覧	請負 ▶ 契約書	印刷主工事				
	工事一覧		▶ 施工4	制台帳作成				
	取引先	工事名1 3	エ事代金(税込み) 工事台	·····································				
	行政 太郎	925新築工事	5,500,000円 編集	対応履歴 帳票 削除				
	行政建設	△△商店 改修工事	5,500,000円 編集	対応 歴 帳票 別除				
各種報票	行政 太郎	太郎邸 住宅新築工事	16,500,000円 編集	対応履歴 帳票 削除				
あ問い合わせ https://cleas.jp/system/construction/edit/	?id=519&ird=term1							
	帳票 ボタンの上にカーソル	しを合わせる。						



③ 作成することができる帳票が表示されるので、「約款印刷」をクリック することで word ファイルとしてダウンロードされる。



工事情報を入力した際に選択した"標準約款選択"にてあらかじめ選択した約款 が表示されます。約款の設定方法について、詳しくは目次より「新しい工事を追加 する」をご覧ください。 wordファイルにて各種約款が出力されますので内容をご確認のうえ、レイアウトを調整してから印刷してご利用ください。なお、wordにて編集された帳票 は本システムには保存されません。必要に応じて利用者様にて保存してください。

(表示例)

(関連工事の調整) 民間建設工事標準請負契約約款(甲)。 ' 第三条 発注者は、その発注に係る第三者の施工する他の工事で受注者の施工する工事と (平成22年7月26日) 中央建設業審議会決定() 改正平成29年7月25日↔ 令和元年12月13日↔ 注者は、遠やかに書面をもって受注者に通知する。。 (諸負代金内訳書乃76丁程表)。 [注] この約款(甲)は、民間の比較的大きな工事を発注する者と建設業者との諸負契約 第四条 受注者は、この契約を締結した後、達やかに諸負代金内訳書及び工程表を発注者 についての標準約款である。。 に、それぞれの写しを監理者に提出し、諸負代金内訳書については、監理者の確認を受 ける 2 諸負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示 (総則) ↔ するものとする。 第一条 発注者及び受注者は、各々が対等な立場において、日本国の法令を遵守して、互 5~陥 税は着おび受送者は、そうか対象な立場において、日本圏の必常を接手して、旦 いに協力し、信鶴を守り、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計回書 (☆付の設計回し、仕権者、現地説明者及びその質問回答書をいう。以下同し、)に従い、 誠実にこの契約(この約款及び設計回書を内容とする諸負契約をいい、その内容を変更 (→括泰任又は→括下諸角の禁止) 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立して機能を 発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。 たたし、共同住宅の新築工事以外の工事で、かつ、あらかじめ発注者の書面による承諾 した場合を含む。以下同じ。)を履行する。。 2 受注者は、この契約に基づいて、工事を完成し、この契約の目的物を発注者に引き渡 すものとし、発注者は、その諸負代金の支払いを完了する。↩ を得た場合は、この限りではない。。 る この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、催告、請求等は、この約款に別 に定めるもののほか、原則として、書面により行う。⇔ з (権利義務の譲渡等) 第六条 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ず 4 発注者は、この契約とは別に発注者と監理者との間で練詰されたこの工事に係る監 る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。 理業務(建築士法第二条第八項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二 3) 承諾を行う場合としては、たとえば、受注者が第二十三条第一項又は第二項の検査に合格した後 +条第三項で定める工事監理者の業務を含む。以下同じ。)の委託契約(以下「監理 - 「時食代全機種を譲渡する寝合や工事に採る請負代全機権を担保として資金を借り入れようとす 契約」という。)に基づいて、この契約が円滑に遂行されるように監理者へ協力を求 場合(受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成十一年一月二十八日建設省経搬発第八 める. 考)により資金を得り入れようとする等の懸合)が広告する。 = 発注者及び受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並び 5 谿注者は 第九系第→項条号に掛ける事項子の他この契約に定めのある事項と果か ることを監理者に委託したとき又はこの契約の定めに基づいて発注者が行うことを監 に検査済の工事材料及び建築設備の機器(いずれも製造工場等にある製品を含む。以下 理者に委託したときは、速やかに当該委託の内容を書面をもって受注者に通知する。。 発注者は、受注者の求め又は設計図書の作成者の求めにより、設計図書の作成者が とはできない。 ↔ 行う設計意図を正確に伝えるための質疑応答又は説明の内容を受注者及び監理者に通 知する。 (丁事用地而確保等)→ (特許権等の使用) 第二条 発注者は、工事用地その他設計図書において発注者が提供するものと定められた 第七品 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保 施工上必要な用地等を、施工上必要と認められる田(設計図書に別段の定めがあるとき 調まれる第三者の権利(以下 1种計構等)という。)の対象となっている工事材料、建 築設備の機器、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の表任を負わなけ は、その定められた日)までに確保し、受注者の使用に供する。 🖉 ればならない。ただし、発注者がその工事材料、建築設備の機器、施工方法等を指定し 1⊬ 24

